

文化審議会博物館部会

法制度の在り方に関するワーキンググループ（第1回）

令和3年2月9日

【浜田座長】 この検討会の座長に就任させていただくことになりました浜田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、開会に当たりまして文化庁から一言御挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【出倉審議官】 文化庁審議官の出倉でございます。委員の先生におかれましては、本日は御多用のところ、お集まりをいただきましてありがとうございます。文化庁では令和元年11月から文化審議会に博物館部会を設置いたしまして、博物館の振興方策について議論してまいりました。この博物館振興の1つの手段といたしまして、長年議論されてきましたこの博物館法体系の再構築がございます。戦後間もなく構築されたこの制度は、70年間、その骨格を維持したまま今日に至っておりますが、実態との乖離がある。このような指摘もされているところでございます。この方体系を実態に即したものとするとともに、日本の博物館の振興により貢献していくため、実務的かつ具体的に登録制度を中心とした法制度の在り方を議論する場といたしまして、この博物館部会の下にこのワーキンググループを設置いたしました。

折しも今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、私たちは画面越しではなく実物を見ることや実物を前に人と人が対話をしながら新たな価値を発見していくことの重要性を再認識しているところでございます。このような体験を提供していくのがまさに博物館の役目であると、このように考えてございます。我々が豊かに生きていくことに必要なこの博物館の価値をより高めていくため、文化庁としても力を尽くす所存でございますので、先生方におかれましても、そのためにふさわしい制度の在り方についてぜひ活発な御議論をいただきますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【浜田座長】 ありがとうございます。

まず、今日の会議なのですが、前半と後半で議題が分かれるようにしております。まず、前半の論議としましては、今日は第1回目の会議ですので、まず皆さん委員の課題意識を率直に伺うということを通じて、法制度の在り方に関する論点の洗い出しを行いたいと思っております。後半は、先ほど出倉審議官から御紹介がありましたとおり、博物館法の規定す

る最も重要な制度の 1 つである「登録制度」の枠組につきまして論議を行う予定であります。

それでは、最初の議題の論点の洗い出しから入りたいと思います。まず、私と座長代理の佐々木さんから口火を切らせていただければと思います。その後、各委員の皆さんの論点について問題意識をお持ちの方は挙手をしていただく形で御発表をお願いしたいと思っております。今日は時間も限られておりますので、お 1 人 5 分程度ということで発言をお願いしたいと思います。実は私と佐々木委員、それから、半田委員は事前の打合せの段階で事務局に資料を出させてもらっておりまして、今日、添付をさせていただきました。

まず、私の提出した資料を御覧いただければと思いますが、これを全部読み上げると時間が足りませんので、ポイントだけ申し上げたいと思います。まず、この資料は、先週の打合せの段階で作ったものですので、今回、公開されるということが許可になり、傍聴も許可になりましたので、これは実現済みということになります。先ほども少しお話し申し上げましたが、今回の会議は、非常に時間が限られているために、博物館法本体の課題や論点の洗い出しを先行させて、施行規則ですとか基準で取り扱うべき事項は後回しにして、優先順位をつける形で皆さんに御協力いただきたいと思っております。

それから、私が委員のメンバーリストを見て少し心配したのが、実は動物園、水族館、植物園の生き物系の博物館、それから、科学館とか文学館等の関係者、あるいは団体が不在となっている点です。そのために事務局には、今後ヒアリング等をこの会議もしくは本体の部会で行っていただきたいと要望しておりますので、それはいずれ何回か後に実現できるかと思っております。

まず、私からの確認事項の根本的なこととして、今回のこの法改正の検討をなぜ、どのように行うかということなのですが、私が伺っている範囲では、この博物館法の位置づけは変わらないと聞いております。2 点目に挙げたのですが、現行どおり博物館法を置くということであれば、当然ですけれども、上位法は教育基本法になります。その第 12 条第 2 項においては、図書館、博物館、公民館は社会教育の施設であるというふうに規定され、さらにそれを受けた社会教育法の第 9 条では、図書館及び博物館は社会教育のための機関とするというふうに規定されております。もしもこの規定要件から外れないということであれば、今回の審議は教育機関、あるいはプラス研究機関という形で進めることになると思うのですが、そのような路線でよろしいでしょうか。その点をまず事務局に確認をしていきたいと思ひまして、ここに掲げさせていただきました。

そのことは定義づけとか、今後検討されるであろう観光・地域振興策にも関わってくると思われますが、5番に観光・地域振興策というのを少し掲げました。もしも今回の論議が、博物館がこれまでの路線どおり教育機関であるということを前提とするならば、博物館が果たす役割というのは教育が第一義となっていて、観光・地域振興への活用というのは第二義的なものというふうに私は理解しておりますが、しかし、これらは施策として展開する。法というよりも恐らく施策になるかと思われていますが、その辺を規定路線ということでもいいかどうかということも確認を取っておきたいと思いました。

それから戻りますが、博物館の定義づけも、多分、今回の対象になっております。社会教育機関であるということが踏襲されれば、従来どおり博物館というのは資料を集めて、整理・保管して、調査・研究し、教育普及等行う非営利機関、もう少し広く言えば公益性の高い公共機関であるということが、今回の定義づけでも変更はないものと考えております。しかし問題は、現在、博物館になれない国立博物館ですとか独立行政法人のもの、あるいは大学博物館等、これらをどのように同列化して扱うかということが定義づけでは必要かと思われます。また、私立博物館の設置者についても、現在は一般財団、それから、一般社団、宗教法人というふうに限定的ですが、これをどう見直すか。

そして、私がもう1つ気になっているのが、定義づけの中で自然科学、あるいは育成を含むという形で生き物系の博物館を一応包括はしているのですが、この辺はもしかしたら明確化したほうがいいのかとも考えております。その辺が私の考える今回の大きな視点となります。

それから、今日の論点となるであろう博物館の認証、あるいはその登録とか認定という言葉を使っている部分もありますが、登録館と相当館の一元化については多分、皆さん異論ないと思うのですが、類似施設の認定をどうしていくか。それから、一番お願いしていきたいのは、税制優遇措置を現行どおり堅持もしくはプラスアルファしていただくという点が最も重要かなと思っていますし、審査方法も第三者機関の設置、少なくとも第三者委員会というのが今後は必要になってくると思っております。それから、学芸員資格はもっと後の論議になると思いますが、少なくともここで言っておきたいのは、国家資格の維持、これは守っていきたくて思っております。

以上が、私が今回考えてきております論点になります。ちょうど5分ですかね。それでは、続いて佐々木委員、まずお願いします。

【佐々木座長代理】 私もペーパーを出させていただいたので、それに沿ってポイントの

み御説明いたします。今回、ペーパーを作った前提として、私は前回の博物館法改正の議論、2007年に報告書が出ていますけれども、参加いたしました。そのときの反省を踏まえた上で申します。皆さん御承知のように、当時の協力者会議で抜本改正を提言いたしましたけれども、現実の壁もありまして十分にそれが果たせなかったというところでもあります。変えていくに当たってどういう意味や意義があるのかということや国民目線できちんと、しっかりと議論し、伝えられなかったのではないかと考えております。どうしてもこういう話題になると業界、内輪の話というのでしょうか、その中での会話というのでしょうかそういう狭さがあったのではないかと反省しているところでもあります。

ということで、今回、法制度を検討して法を変えるということになると、それは新しい現実を作っていくということになりますので、どういった現実を、何のために作るのかということや場所をしっかりと意識し、言葉にしていく必要があるのではないかと考えております。現行の博物館法、冒頭、文化庁からのお話があったように70年たっていて、当時はミュージアム、博物館というものを創るための法律としてあった。実際、当時、法ができたときには公立博物館なるものはわずかしかなかくて、この法律ができたおかげで相当数の公立博物館が実現したということ。また、学芸員という職種がしっかりできて、多く配置されたということは非常に画期的であり、大きな役割を果たしたと考えております。ただ、もう今は設置ではなくて維持をしていく、運営をする、サステナビリティ、生き延びていくためのものよりどころ、そういう機能が必要ではあろうというのが大きな前提になるかと思えます。

今回、どういうふうに変えていくかを考えたときに、キーワードを挙げてみたのですけれども、現在ある博物館を「底上げ」をして「盛り立て」ていくということになっていくのではないのかと。登録とか、学芸員制度をいじることで選別とか序列化を想起させるのは得策ではなかろうと考えております。

登録制度につきましては、やはり一定の公益性があるところは底上げをしていくような体制づくり、支援、そういうものとセットになるということ。学芸員養成については、専門性をしっかりと確立して養成していくという底上げの部分、あとメモにも書きましたけれども、2段階にして、最初の段階を基礎資格として、博物館の職員、スタッフを養成するための基礎資格というふうな位置づけ、ここの厚みを増していく、幅を広げていく、裾野を広げていくというような新しい今までにない発想で盛り立てていくということを実現できないかと考えているところでもあります。

各論については先々議論になってくると思いますので、出だしとして御説明いたしました。以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。

大事な提言だったかと思います。先ほど挙手をというふうに申しましたが、もう一方、半田委員からも資料を提出していただいておりますので、次に半田委員からもよろしく願いできたらと思います。

【半田委員】 ありがとうございます。日本博物館協会の半田でございます。資料というか、メモとして出させていただきました。冒頭の文化庁からの御挨拶にもございましたけれども、今年が博物館法制定70周年という節目の年であるということは、意外と博物館界全体では周知されていないというか、あまり意識もされていないというのが実態ではなかろうかと思うのですが、そういう年に期せずしてこの改正議論が盛り上がっていくことを歓迎するとともに、ぜひ実効ある法改正の実現を期待しております。

メモに書かせていただいたことは、浜田さん、佐々木さんがおっしゃったことと結構ダブっているところがあるので、はしよりながら、一応、コメントさせていただきたいと思えますけれども、浜田さんがコメントされたように、文化庁に1つ確認をする必要があろうかと思えますけれども、今回の法律改正の基本的方針としては、日本の博物館というものを社会教育機関として位置づけて、その基本的要件を規定するという法律をよりよくしていくという基本方針の下に改正を行うという方針でいいのかどうかというところですね。私はそれを基本にすべきだと思っておりますけれども、そうした法律的な位置づけを明確にした上で、定義についてはできるだけシンプルにするべきだと考えているところです。

以前の協力者会議からの提言にもございましたけれども、博物館である要件そのものを外形的要素から質的要素に変換しようということは、もう既に提示されておりましたが、これをしっかりと法に書き込んでいくとすれば、どういう書きぶりがいいのかということを検討する必要があると考えているところです。それから、その事業を持続するために必要な組織、職員の構成、そしてその職員がそれぞれどういう役割を担っていくのか、またどういう責任を果たしていくのかということは、学芸員だけではなくて館長や事務系の博物館の職員の専門性も含めて、ある程度の基本的な方針を法律に盛れないのかなというふうに今考えているところであります。

それから、2番目に書いた一定要件を備えた博物館を社会的に位置づけるというのは、登録制度の在り方をどう組み立ていくのかというところだと思います。日博協でも報告書を

出ささせていただいておりますけれども、私が一貫して述べてきたのは、コンサルとサポートができるような制度設計が望ましいということです。相談と支援による博物館全体の総合力を高める制度に向けての基本的な要件というものを博物館法が規定できたら良いと思っています。名称独占というのは、この時代には無理な話だと思いますので、名称独占に代わる制度としての登録、認証、あるいは認定制度というものの在り方を考える必要があります、その位置づけに必要な基本的基準の整理が必要だと思います。この基準についてはできるだけミニマム志向で、どういう最低条件を備えていれば博物館としての社会的位置づけを認められるのかという視点に力点を置いて定めるべきだと考えています。一方その上位の基準としては、望ましい基準等で規定をしていくというのが正しいやり方ではないのかなど。

佐々木さんが言われる小さいところをサポートして広げていく、全体の総合力を高めていくということはとても大事なことだと思います。この制度の運用については、定期的なチェックと書きましましたけれども、どちらかという各施設の運営実態を把握して、現場の課題を汲み上げて、その解決に向けたコンサルをして、サポートしていける機能を担う運用実態をきちっと作っていくことが重要だと思います。そのためには第三者機関の存在が不可欠だと思いますので、その在り方というのは議論の中心的な課題になろうかと思っています。佐々木さんもおっしゃいましたけれども、3番目の観点というのは、何でこの博物館法を変えていくのか、何のために法があるのかということ博物館界全体で共有していく。それで結果的には、うちも小さいけれども、この博物館法が適用される博物館として認証されたい、と思っただけのような法に育てていけたらいいと考えているところです。

併せて、文化財保護法や文化芸術基本法との関係については、有機的なリンクの在り方を議論に乗せていくべきだと思っています。特に公開承認施設と博物館法の関連は大きな課題になっていると思います。一方で、文化芸術基本法にのっとり地域振興、観光についても、政策のレベルでリンクが張れるように実態的に措置していく必要があると考えているというところがございます。

以上、よろしくお願いたします。

【浜田座長】 ありがとうございました。

まず冒頭に、3人から資料を出していただいたので御報告いただきました。この3人の多分共通した考えだと思うのですが、今回の法改正は、我々が今確認事項としてお出ししたように、博物館は基本的に社会教育機関と考えて法改正をしていくということによろしいの

かどうかだけ、まず確認しておきたいので、その辺を事務局のほうから一言いただければと思います。いかがでしょうか。

【稲畑補佐】 はい。事務局でございます。御質問の点なのですけれども、浜田先生は博物館部会の副部長でもいらっしゃいますけれども、このワーキンググループ、基本的には博物館部会からの寄託を受けて実務的な内容を検討するというので設けさせていただいておまして、博物館部会においては、この博物館法の社会教育機関としての位置づけを変えようという話は全く出ておりませんので、そのような議論は基本的には現状を維持しながら、現状の枠組の中で議論していくのかなと考えてございますけれども、もちろんその点についても、もし御異論のある方がいらっしゃったら、ぜひこのワーキンググループの中で議論いただきたいと思っておりますけれども、基本的には社会教育法の体系の中の位置づけを変える必要はないということでございます。

他方で、また後半御説明しますけれども、この博物館の所管は文部科学省であった時代から、数年前に文化庁に移管されておまして、文化施設としての博物館という側面も今回は議論していきたいと考えてございます。半田委員からの論点にもありましたとおり、公開承認施設とか、その文化財保護体系とのリンクという話とも関係してきますけれども、そのような論点もぜひ御議論いただきたいと考えてございます。

【浜田座長】 ありがとうございます。

法律上の位置づけは、これまでの基本的路線と大きく変わらないということが確認できたと思います。ただいまの3名の報告を基にしても結構ですし、あるいは皆さん個人に、多分、このワーキンググループに向けての御意見をお持ちかと思っておりますので、もし御意見がある方がいらっしゃいましたら、挙手で、5分以内でお願いしたいと思います。いかがでしょうか。積極的に手が挙がらなければ、私のほうから御指名させていただく形にしたいと思います。よろしいでしょうか。そうしましたら、まずは小林委員、いきなりですみません、博物館部会のメンバーでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【小林委員】 急な御指名で少しドキッとしてしまいましたけれども、昨日の会も伺えずに申し訳ありませんでした。今、お三方からお話いただいた方向性で基本的に何か異論を唱えるということは全くなくて、私自身も佐々木さんと同じで、前の法改正のときに委員だったのですけれども、そのときに主張していたことは1つしか実はなくて、博物館を振興するための何か根拠法みたいなものができたらいいなということは思っていました。なので、ぜひ博物館振興策のある種の本当に基本的な部分を支える法律になってほしいなというこ

とがあります。それを何らかの形でぜひ今回は目指していきたいということですね。

それから、細かい点になってしまうかもしれないのですが、すごく皆さんが社会教育法だの、何だのという教育法体系の中に位置づけたいということのこだわりというのを先ほども見せていただいたのですけれども、そのところにこだわることには、私は実はそれほどあまりこだわっていないというか、というか、文化芸術基本法それ自体も別に地域づくりとか、まちづくりとかいう観光に資するということが目標ではないと思っているんですね。あくまでやっぱり文化や芸術を振興するということの基本法であって、そういうふう考えたときに、この文化芸術基本法とどう結びつけていくかということは、私は、博物館文化というのを日本に根づかせていくという上ではとても大事なのではないかなとは考えています。

とりあえず、今のところ、以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。

確かにそうですね。文化芸術基本法との関連性も検討するということは必要かと思えます。

どうでしょうか、積極的に手を挙げてくださる方はいらっしゃるのでしょうか。では、佐久間委員、お願いします。

【佐久間委員】 後半でもしゃべるので、僕は簡単にしかやらないですけれども、少しだけメモを共有しながらしますと、今の小林先生の話にもそうなんですけれども、私、少し引っかかっているのが、前に小林先生とシンポジウムをやったときに、「博物館はすごいいろいろなことができて、福祉にも関係するし、観光にも、いろいろなことに関係してくる」といっても、それは「博物館がその役割を担わなければ駄目だよ」と普通に思っている一般市民の方はまだそんなに多くないという現実です。

その市民の期待がないと、本当に博物館は変わっていかないのではないかというふうに橋本麻里さんから指摘されたのですけれども、まず、博物館に対する期待というのをどう作っていいのかというところもあるし、博物館のいろいろな政策の中から実際いろいろな期待がされていることは事実なのですけれども、それと博物館への条件付与とのバランスが合っていないよなというのが、私は現場で感じていることです。ですから、その条件付与をどうしていくのかということ、今、博物館に求めているもの、あるいはこれから求めてほしいことということのバランスをちゃんと取っていかないといけないというのが、私は今回の課題だと思っています。

そのときに博物館が単独で頑張っても、問題は大抵解決しないので、博物館が束になるとか、異業種と組むとか、いろいろなことをしないと解決は図っていけない。その異業種と組むときには「博物館ってどういうものなのか」というところをしっかりとっておかなければいけないと思っています。その2つを解決する基礎として、博物館が束になるためにネットワークのハブ形成みたいなものをもっともっと進めていかなければいけないなどは思うし、もう一つは異業種と組むために、博物館ってちゃんと文化機関なんだよとか、教育研究機関としての性格があるんだよとか、何よりも私立であろうと、公立であろうと、独法であろうと公共的な、パブリックな性格を持つ機関なんだよという、そういうしっかりした位置づけ、多分、これが僕は認証とか、認定とか登録とかというものになってくるのだと思うのですけれども、そういったものをしっかりさせるということが大事なのではないかと思っています。

最後、博物館を担っている人々をパワーアップしていくことが改善への近道だと。学芸員制度もそうなんですけれども、今の学芸員たちを、今の博物館をどう元気にするかということがすごく大事なのではないかとこのことを課題として感じています。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。

佐々木委員からは、また後でネットワーク化を中心とした話題が出されると思いますので、そこでまた論議を深めたいと思っております。

そのほか、いかがでしょうか。では、青木委員、お願いします。

【青木委員】 青木です。特別挙手をして申し上げるようなことではないかと思うのですが、もう今既に皆様方がお話になられたこととさほど変わらないわけでありましてけれども、まず、先ほど安心しましたのは、この博物館法第1条であります社会教育法を親法とする特別法であります。これを堅持していただきたいというのは基本的なことであろうかと思っておりますけれども、これは皆さんのお考えになるとおりかと思っております。

それからあと、条文ごとに行きますと第2条の定義でありますね。これは過去のことを言ってもしょうがないのですけれども、昭和26年に博物館が制定されてすぐに、昭和31年に大きくその問題点が取り上げられており、その後ずっと今日に至るまで話題になってきました。改正の歴史といたしまししょうか、苦難の歴史を持っているというのが事実かと思いません。ですので、そこから考えてみましても簡単ではないのだということは分かります。私も十分、読み直すたびに思うところでありましてけれども、とにかくこの第2章、定義を分かり

づらい。解りづらい制度は混乱を招くだけでありますから、いわゆる分かりやすく明確化を図ることが重要あると思っております。それで、この定義が変われば、その登録制度の話であるとかということになってきます。そうすると、各所の条文にそれぞれ関与してくるといふのは言うまでもありません。

それからまた、第19条であります。所管の在り方、これなどもとにかく先ほどの博物館法第1条の基本にのっとりたような考え方で考えていただきたいと思うところであります。それからまた、学芸員の養成問題であります。学芸員資格養成云々というのは、これはまた文科省令の話でありますから別途なのでしょうけれども、これに関しましてもさらなる変革、養成学芸員の資質の向上を齎すような更新をするべきではないかと思っております。それには、まず学芸員の資質の向上ということは常に言われていることではありますが、具体的には養成科目と単位数の増加が必要であります。それと同時に学芸員の社会的地位の向上が図れるようにお考えいただけたらいいかと思えます。

とにかくまだまだ日本の博物館の場合、これは個人的な意見でありますけれども、まだまだ博物館をいわゆる教育機関と考えていないと言うと語弊があるかもしれませんが、そういう学芸員の人も多いかと思えます。それで、平成24年の入学生から、例えば博物館教育論という科目が設定されました。けれども、少なくともそれまでなかったわけでありまして。それが設定されて、その教育論の授業を受けて卒業した人たちがまだまだ日が浅いというのも事実であります。さらなるそういう意味での博物館の使命というものを考えてもらうような、そういう科目の体制を考えていただければと思うところであります。

それからあとは、重要なことはやはり館法の第24条でしたか、いわゆる博物館の補助というものでありますね。だから、制約、先ほどお言葉にありましたけれども、制約も重要であります。さらに支援も重要であるということで、その支援に重きを置いた改正をしていただければと思うところであります。まとまりませんけれども、以上が今考えているようなことであります。

【浜田座長】 ありがとうございました。

そのほか、まだ御発言のない委員からぜひ御意見をと思えます。いかがでしょうか。それでは、塩瀬委員、いかがでしょうか。

【塩瀬委員】 ありがとうございます。私自身は大学博物館から来ているということもあるのですが、多分、今度の登録とか認定というときに、自分たちがどういう立場にいるのかというのは、それぞれ態度としても分かれそうな気がするので、先ほど半田委員とか

もおっしゃっていたみたいにミニマムとしての定義という意味で、博物館がどうありたいかということをしかりと示していただくことが大事だと思うのですけれども、そのときに気になっていることの1つとしては、去年出ていた ICOM、一昨年か。出ていた ICOM の新しい定義がありますよね。

それ自身は、多分、採択はされていないと思うのですけれども、その理念の中に賛否両論ある中で新しい博物館の位置づけというのが世界的にも議論されたことだと思うのですけれども、そのうち納得できることに関しては、この博物館法の中でも触れておくべきなのかどうかという辺りは、議論として入っておくといいのかなとは思ってしまして、例えば新しい定義の中に「教育」という言葉や「無形の遺産」という言葉がなくなっていたかと思うのですけれども、そういうことに対して今回もその言葉遣いの中で入れているのかとか、入れないのかとかというのももちろんあるでしょうし、特に標本なども、物と標本と書かれているものが、今だとデジタルから生まれている新しいものというのは資料としてどう扱えるのかというのも出てくると思います。「一般大衆」という言葉が「人々」に変わるというときにも、多分、その「人々」の中に全ての人々というのは本当に障害のある人も、外国人も、多分いろいろな方のことを包もうとしていたと思うので、今あるリーズナブル・アコモデーションよりももう一つ踏み込んだ、たくさんの人たちを迎えるということになると思います。

もう一つは、「社会」という言葉が、今も社会教育という観点から議論されていると思うのですけれども、ICOM の新しい提言の社会ってかなり広がっていたと思うんですね。地球であるとか、国際的などかというお話があったと思うのですけれども、今の公立の博物館、美術館とかというのはやっぱり地方自治体中心に建てられていることがあると思いますので、現行の定義も恩恵を受けるのは、その地域の人に限られるという、すごく狭い定義からスタートしているので、そういったものが多分、資料のネットワークを作るときとかにも障害の1つになっているのかなと思いますので、確かに設置の理由であるとか予算立てというところと別に貢献の先自体はもっとつながった大きな社会だと思いますので、そういったことを書くことによって、多分、博物館の果たす役割というのがその地域に限定されず、もっと広い社会に対して貢献できるということが打ち出せるのかなとは思っていますので、今回、今までと同じように社会教育ではあるのだけれども、その社会という言葉に期待されていることが少し変化してきているということを条文の中でしっかりと読み込めるとよいのかなと思います。

以上です。ありがとうございます。

【浜田座長】 ありがとうございます。

ただいまデジタル化という話も出てきました。内田委員，お願いできるでしょうか。

【内田委員】 ありがとうございます。私は15年ほど，年間200館ぐらい地方を中心に訪問するという立場で，この会に参加させていただいております。その中で2件，最近の様子の変化というのをここで報告をさせていただきたいと思います。私が16年前にこの仕事を始めた頃から，地方には1人学芸員の館だったり，学芸員がいない館だったり，そういった方々の苦労話というのはずっと聞いてきたのですが，最近，それに少し変化が見えてきたように思っています。その変化というのは，非常につらい話をお聞きするケースが，実はちょっと減ってきているということです。これは恐らく SNS とかで同じ立場の人と地域を超えてつながって悩みを共有することなどで緩和されてきているのが原因ではないかと思えます。

その中でさらに人の立場，特に最近は地域おこし協力隊の方が地方の小さな資料館で学芸員をやっているという方の比率がすごく高くなってきたような気がしています。この方たちは，とても若くて，それで地域振興に飛び込んでいかれた方々なので，全員共通して高いモチベーションを持って仕事に臨んでいらっしゃいます。そういうモチベーションの高い若い人たちが，悲しいことに，「私，次の3月で終わりなんです」というようなことをよく聞きます。私がここで特に反映できればと思っているもののうちの1つは，そういう若くてモチベーションが高くて，協力隊などの形で博物館の現場に飛び込んだ方々がどうすれば長く安定して活躍できるかということで，これが反映されると非常に博物館全体の力にもなってくるのではないかなと日々感じています。

それからもう1点，直近，デジタルという話が浜田先生からありましたが，この1年は特に新型コロナウイルスの影響で，デジタルで何をするかということで，皆さんお悩みになっていて，私もいろいろな相談を受けます。俯瞰して見たときに，このデジタルの活用力に関しては，実はすごく差がついてしまっているように感じました。それは環境的な要因が1つ，人的な要因が1つだと思うのですが，環境的な要因としては，資料のデジタルアーカイブが現時点で結構整っているところは，それをうまく活用したデジタルの情報発信ができる素地があるのではないかと思うのですが，それが無いところは何をしていいかわからないということで，私は日頃そのような相談に乗ることがあります。

もう一つは，人，小規模館はそもそも人数が少ないですから，たまたまそこにデジタルが

得意な人がいれば新しいことにチャレンジするけれども、そうでない館はどんどん立ち遅れていくというふうなところが感じられました。特に今回の新型コロナウイルスの影響でのデジタルシフトにおいて、差がより顕著になったように見えてきます。となりますと、全体としてどう引き上げるか。先ほど佐久間先生がおっしゃったように、単独館ではなくてというふうなところで、そういったノウハウを複数の館で共有するようなことが、その制度の枠組の中にうまく取り込んでいければと考えております。

私からは以上です。

【浜田座長】 どうもありがとうございました。やはり新しい時代の博物館を考えるときに、そのような視点も必要かなと思います。

次に、原委員、お願いいたします。

【原委員】 私は文化財の保護の観点から、やはり資料のことをお話ししておきたいと思います。社会教育施設であるという基本の屋台骨を堅持するという案については、私も賛成です。その上でユネスコの総会決議 2015 年で、ミュージアムコレクションの保存活用、そして、その多様性と社会における役割に関する勧告というものが出ています。そこにはミュージアムとコレクションは、自然と人類の文化の有形、無形の証拠を安全に守るための最も重要な機関であるというふうに位置づけられています。私ども文化財をやっていると、世界各国、あるいは地域ごとに様々な地域色豊かな、国際色豊かな文化遺産、あるいは自然遺産が残されております。大きな意味で博物館というのは、そういったものを保護していく役割、そしてそれを外に向かって教育していく役割があるのではないかと考えています。

また、ユネスコに長く関わっていると、人類の平和というのは相手との対話、相手の、自然とそこに育まれてきた歴史、人間の歴史というものをきちんと尊重して理解し合うところから国際協力、あるいは相互理解というものが生まれていくように感じています。そういった意味で博物館が今後国際的に非常に大きな役割を担っていくのではないかと考えております。また、このユネスコの総会決議には、ミュージアムは文化の伝達や文化間の対話、学習、討議、研修の場として教育をフォーマル、インフォーマル、また生涯学習や社会的団結、持続可能な発展のためにも重要な役割を担っていくだろうと書かれています。

また、文化と自然と遺産の価値を全ての市民がそれらを保護し、継承する責任があるという市民意識を高めるための大きな潜在力を維持している。そういった上で、逆にミュージアムは経済的な発展、とりわけ文化産業や創造産業、また観光にも通じた発展も支援し得るものなのだという定義づけがなされております。そういった視点も今回の博物館法の中に入

れていただければと考えております。まずは、私が思っている意見は、考えは、博物館利用者は利益となる良質で、かつ適切な資料情報、そして学習機会の効果的な提供体制が確保されていることが大切だと考えておりました、それをもって国民の文化の向上に寄与することを目的とするべきではないかなと考えています。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。文化遺産の観点からの御意見をいただきました。

さて、今日のこの会議なのですが、実は私のほうから事務局をお願いいたしまして、オブザーバーという形で3人の方に御出席いただいております。小佐野先生には後ほど御報告いただきますが、それ以外のお二方からの御意見とか感想をいただけたらいいかなと思いますけれども、まず、芳賀先生から一言お願いできたらと思います。

【芳賀オブザーバー】 東北大学の芳賀です。また日本学術会議で小佐野先生の下で提言作成に関わりました。

私から申し上げたいことは、1つは博物館を一級と二級に区分すること。これに対して考えられる反対意見は、これが「選別なのではないか」とのご批判です。日本の博物館の総数が今、初めて減り出した時、下から博物館が選別されて減らされていくのではないかという危惧が多分、御批判としてあるかと思えます。しかし、提言で言いたいことは全く逆です。むしろ下からすくい上げたい。そのための新認証制度であり、一級と二級との区分であります。もちろん、一級、二級という言葉が日本人の感覚できついならば名称は幾らでも直すべきです。さらに、地方の拠点の認証博物館を一級にするとか、そういう考え方をしてもいいと思います。私は東北大におりますが、例えばその東北の大きな博物館を拠点として、その周りの東北の小さな博物館、学芸員が0.3人しかいないような小さなところを、一級という拠点の博物館が支えていく、下から支えていく、そのようなことも考えています。

続けて、学芸員も一種、二種と区分することを提言いたしました。これも言葉が、グリーン車という言葉嫌っているような国民性なのにつきいならば、名称は変えても良いでしょう。この一種、二種との区分との提言への反論としては、「学芸員の現実を反映していない」というのがあるかと思えます。内田先生が今おっしゃったように、例えば、現実には地方の自治体の職員で学芸員をなさっている方は、二、三年で転任し、学芸員の職が終わりません。なのに一種の研究者として科研まで取ってしまったら非常に人事がやりにくい。そういうのが現実だという御批判があると思えます。

しかしそもそも、法律というのは現実に従うものなのではないでしょうか。そうではなくて、現実

を変えていくのが法律だと思います。それは佐々木先生も、委員もおっしゃったようなことだと思います。積極的是正措置、アフターマティブアクションの考えです。むしろ、そういう考え方も入れて、現実を変える。法律というのは耐久年度を一体何年と想定するのかよく分かりませんが、少なくとも次の70年間は耐えるような法律を今作っていただきたいと思っています。ありがとうございました。

【浜田座長】 ありがとうございました。

続きまして、博物館部会でもオブザーバーをお願いしております栗原さん、お願いいたします。

【栗原オブザーバー】 ありがとうございます。京都国立博物館の栗原でございます。とりあえず4点だけ申し上げますと、先ほど塩瀬先生から御発言があった ICOM の関係ですけれども、一応、ICOM の定義は来年8月開催予定の ICOM プラハ大会で最終的な採決が行われる予定、京都大会で示された案は一旦何となく御破算になって、今全く新しい観点から議論されています。それを待っていると博物館法の改正はできなくなってしまうので、まずはこれまでの ICOM での議論を踏まえたという形での、つまり、国際的な博物館界における議論を踏まえた形での博物館法改正というものを考えていく必要があるかなと思っています。そういう意味で言うと、先ほど原さんから説明のあったユネスコの勧告についても同じことが言えて、こういった国際的な動きに合った形でちゃんと改正しないと、日本は一体何のために ICOM 大会を開催したのかというふうに言われてしまいますので、それは重要かと思っています。

それからもう一つは、博物館法第3条1項11号で、学校、図書館、研究所、公民館等と協力するという言葉がしっかり書いてあるわけですが、これはまさに社会教育施設であるがゆえにそういうことが書いてあるわけです。先ほどどなたかが言われたとおり、これからはそれ以外の様々な機能、生涯学習であるとか、観光であるとか、地域社会であるとか、地域振興であるとか、そういったことについても当然、寄与しなければいけないという意味において、連携的な事項は確かに今後入れていかなければいけないかなという気はいたしました。

それから、佐々木さんから発言のあった件、すみません、この間も少し申し上げたんですけども、基礎資格ということをよく皆さん言われるのですが、やっぱり学芸員は国家資格であって、基礎資格のものを国家資格と位置づけるべきなのだろうかという疑問はあります。佐々木さんが書かれている社会教育士というのは、まさに称号なんですね。本来、学芸

員も社会教育主事も任用資格なのだけれども、社会教育主事については、教育委員会以外のところでも使っているよという意味で社会教育士という称号を与えたということなので、それで言うと、博物館以外のところで様々な博物館関連の仕事とかやってもらう方々に、資料3で言うところの「博物館士」という称号を与えるというような形のほうがむしろいいのかなという気がしますが、そこはまたこれから議論していけばよろしいかと思えます。

それから、最後にですが、これは事務局のほうに申し上げたいのですが、それこそ13年前の博物館法改正のときも、いろいろ協力者会議でいい提言をしていただいたのですが、結局は最終的に政府のほうで地方分権、あるいは規制緩和に反するもの、さらには財源を必要とするものというのはなかなか難しいということになって、理想どおりにいかなかったということがあります。ですから、今議論しようとしている、この登録を認証、あるいは認定制度に変えることでありますとか、あるいは上級資格を設けるとか、そういうことが本当に今の政権、政府の中で果たして可能なのかということもしつかり捉えていただかないと、我々が一生懸命議論したはいいけれども、結果的に今の世の中では無理だと言われると、じゃあ、今までの議論は何だったのかということになってしまいますので、そういった現実的なところもぜひまた教えていただきながら、みんなで議論できればいいかなと思っています。ありがとうございます。

【浜田座長】 ありがとうございます。

小佐野先生につきましては、後ほどの報告と質疑の中で御意見をいただければと思います。大変申し訳ございません。時間の都合もございまして、以上で一応、前半の論点洗い出しを終えておきたいと思います。ただいま皆さんからいただいたような論点を今後1つずつ検討できたらいいかなと思っております。

次に、これらの論点の中でも最も重要な部分の1つであります博物館の登録制度について論議を進めていくようにしたいと思います。この博物館登録制度につきましては、先ほどどなたかの御意見にもございましたが、2007年に文部科学省でまとめました協力者会議の報告書のほか、昨年8月に日本学術会議からも提言が出されているところです。今日は、そのゲストといたしまして、この提言をおまとめいただいております東京大学の小佐野先生、それから、東北大学の芳賀先生にお越しいただいております。

まず、後半は事務局から前半の論点を整理していただいた上で、小佐野先生から学術会議の提言のうちの特に登録制度に関する内容について御説明をいただきたいと思っております。その次に、科学研究費補助金で博物館法の在り方について論議をされているプロジェクト

トが実は今あるのですが、佐久間委員は其中で特に登録制度の方向性についてレポートをお書きになっております。今回は、その内容と深く関わりますので、その内容について御紹介いただくということになっております。これらの内容を踏まえまして残る時間で意見交換を行いたいと思います。

それでは、まず事務局から論点整理をお願いしたいと思います。

【稲畑補佐】事務局の稲畑です。よろしく申し上げます。資料5を御覧いただけますでしょうか。事務局から簡単に論点整理をさせていただきます。先ほどから何度か話題に上りましたとおり、博物館登録制度についてのこれまでの議論と関連する動きについてまとめたのが10ページ目、資料5の1ページ目でございます。2007年の協力者会議の報告書、皆様からも言及いただきましたけれども、基本的にはこの2007年の報告書が今回の議論の出発点になるかと考えてございます。その後、社会教育法の改正と書いてありますけれども、ここで協力者会議の内容が十分反映できていなかったという反省を踏まえまして、その後の社会の変化や法制度の変化なども当然ながら考慮に入れながら検討を進めていきたいと考えてございます。

11ページには現状と主な課題についてまとめてございます。これも皆様、御承知のことと思いますけれども、現行の制度的な課題として3つ挙げられると考えてございまして、1つは対象です。現在の登録制度については対象が非常に限られている。2つ目は審査基準です。審査基準は現在、外形的な基準に基づいて行われているけれども、質や活動の内容、公益性について審査するような基準にしてはどうかというのが2つ目の課題です。3つ目はメリットの問題です。現在、歴史的な経緯もありまして、現在は非常に登録、あるいは相当に指定されるメリットが少ないということになっておりますので、このメリットについて増やしていきたいというのが3つ目の課題でございます。このように現在、その法律と、70年たつて実態が乖離しているという状況かと思っておりますので、この乖離を直していくとともに、この制度を通じて活動の質、博物館の活動の質の維持・向上を図るのが今回の目指すところになるかと思っております。

次の12ページを御覧いただきますと、博物館登録制度をさらにブレイクダウンして論点ごとに列挙したのが12ページでございます。1つ1つ説明しませんが、今日はこの7つ挙げている課題の中の上の4つ、制度の理念と目的から始まって対象範囲、あるいは連動した博物館の振興策、4つ目、審査基準辺りを集中的に御議論いただきたいと思います。

14 ページを御覧ください。14 ページは、まず 1 つ目の論点である制度の理念と目的について現状まとめたものでございます。現行制度、最初にどなたかからも言及いただいたとおり、博物館を増やすための法律であったという博物館法の登録制度の趣旨、博物館の基本的、公共的な機能を確保するために作られていた登録制度が、2007 年の報告書では社会の中で博物館に関係するものが公共性の認識と望ましい博物館像を共有して、博物館の改善、向上を目指していくために役立つ枠組にする、土台にするということが 2007 年の報告書で提言されております。基本的には、この方向性を受け継いで、引き継いで議論したいと思えますけれども、そのようなことでよいか。あるいは当時から状況が変化していること、考慮すべき事項はあるかという辺りを御議論いただきたいと考えております。6 ページ目は御参考までに 2007 年の報告書のより詳細な引用でございます。

次、16 ページを御覧いただきますと、次は対象範囲、設置主体の要件についての資料でございます。少し古いのですけれども、昭和 46 年からの登録博物館、あるいは相当施設の数、設置者別の推移を示したのがこの 16 ページのグラフでございます。登録を見ていただきますと、国公立の数は非常に増えております。私立の数も増えているという一方で、相当施設を御覧いただきますと、国公立は同じように増えているのですけれども、私立、一般社団法人、公益社団、財団法人の私立の数は相当施設では減っているのですけれども、この緑のグラフ、その他の類型が非常に増えているという状況でございます。今回、類似施設のデータは御用意できなかったのですけれども、類似施設でも同様の状況でございます。何が言いたかったかといいますと、博物館の設置主体は非常に多様化している。今、登録制度の中に入れないプレイヤーも非常に存在感を増しているということかと思えます。

17 ページを御覧いただきますと、現行制度をまず御説明しますと、登録では地方公共団体、一般社団もしくは一般財団法人、宗教法人、日本赤十字社、日本放送協会というところが設置者になれるということになっておりますけれども、新制度では 2007 年の報告書に基づいて、登録制度と相当施設は一本化しながらも設置要件は撤廃するということが 2007 年の提言でございました。すると、どのような主体が入ってくるかというのがこの右側のところでございますけれども、赤字にしています国、あるいは独立行政法人、大学、地方独立行政法人、株式会社等の営利法人、あるいは個人、このような主体が新たな設置主体として入ってくるかということになるかと思えます。あるいは地方公共団体の中でも教育委員会ではなくて、首長部局に設置された博物館的な施設というものも論点の 1 つかと思えますけれども、このような設置主体をどう考えるか。どこで線を引いていくかというのが 1 つの

議論になろうかと思えます。

次、18 ページです。制度と連動した博物館振興策ということですが、現在の制度的なメリットをまとめたものがその左側、現行制度の四角でございます。登録制度、相当の指定、それぞれ一定のメリットはあるのですけれども、非常にメリットが少なくなっているというのが先ほど御説明したとおりです。これにさらにメリットを拡充していくというのは当然の方向性だと思うのですけれども、これにどのようなメリットがあり得るのかというところをぜひ御意見をいただきたいという話とともに、この右側の四角の下に書いておりますけれども、全ての館に対する登録、新登録制度全ての館に対するメリットのみならず、特定の分野において卓越する館に対する支援の枠組を作ってはどうかというのがこのページで言いたいことでございます。

先ほど前半でも少し議論になりましたけれども、例えば日本学術会議さんから提案いただいたような底上げをしていくような仕組み、その日本学術会議さんの提言では第一種、第二種というふうにしていただいていると思えますけれども、特定の分野で、その分野のほかの館を引っ張っていけるような存在によりエッジの効いた支援をしていくという枠組を作れないかというのがここでの提案でございます。

それに伴って19 ページ、審査基準についても御議論いただきたいのですけれども、審査基準については、これまで2007年の報告書で共通基準と特定基準の双方が必要であるという御提言をいただいてから、共通基準については特に日本博物館協会において御議論いただいてきたかと思えます。その流れを書いたのが19 ページです。

20 ページです。方向性としては現在外形的な基準である登録制度の審査基準を実質的な活動を評価する基準に転換するという方向性を確認しておきたいと思えます。さらに、先ほど御説明したような制度の大枠に沿って基準を検討していく必要があるかと考えております。

次、21 ページは、少しデータが古いのですけれども、現行の審査基準、どのように運用されているかというものを調査した結果です。現在、登録基準、外形的な基準と言いながら、自治体ごとに非常に多様な運用をされているのが現状でございます。この辺りまた原委員からも東京都の現状をお話しいただきたいと思うのですけれども、一般行政職員が担っているところが多くある一方で、外部有識者の審査委員を設けている県もある。一方で、相当施設は都道府県の規則を定めていないところが非常に多いというような、都道府県間の格差と申しますか、運用の実態のバラバラさというのも1つの課題であると考えております。

す。

事務局からの論点整理は以上でございます。

【浜田座長】 ありがとうございます。

それでは、次に小佐野様から日本学術会議の提言の内容について御説明をお願いいたします。申し訳ございませんが、10分程度で御報告をお願いいたします。

【小佐野オブザーバー】 その後の資料に、私、出しておりますので、その資料を御覧いただきながらお願いいたします。日本学術会議と博物館の位置づけというのを皆さんに認識していただきたいと思ひまして、2枚ほどスライドが、余計なものが入っております。学術会議は1949年1月に設置されておりますが、科学に関する重要事項、その実現をするとか、政府への政策提言とか、国際的な活動とか、そういうようなことを活動の、職務の中心とするところがございますが、くしくも同じ昭和24年、1949年なのですが、文化財保護法が衆参両院で検討されて成立するわけでありまして。参議院で出ました原案に対して、実は日本学術会議の中に特別委員会ができて、いろいろとお互いにボールを投げ合ったようでございます。

そして、9月なのですが、そこに書きましたように会長から衆参両院議長宛てに申入れとして文化財保護法制定についてというものが、8項目からなるものが出されておりますが、その第4項目に、実は国立博物館についての規定、発言というんですか、考え方がありません。やっぱり国立博物館は教育研究機関であるという位置づけから、文化財保護委員会、現在の文化庁の所属にするのは適切ではないということを言いながらも、結局は消極的な同意を示したということがあります。これにも象徴されますように、日本学術会議というのは、あくまでも学術に関することを検討、審議して提言、あるいは報告、あるいは今のような申入れということをする機関ということになります。でありますから、実は2000年まで全く博物館についての発言というんですか、報告すらありませんでした。そこに書いておりますが、2000年にいわゆる国立博物館関係が独立行政法人化するという中で、やはり調査研究機能が今までどおり重視される必要があるとか、評価の適正性とか、そういうことが訴えられました。

続く18, 19, 20期までもほとんどが博物館の学術資料に関することでもございました。そして、その第20期、2007年5月に声明が出されております。これはくしくも今皆さんの議論に出てきました検討協力者会議の報告が出される、その中でのことでもあります。そこで初めて新たな学芸員制度の構築、そして点検、評価を行う博物館評価機構のような組織の設置、

これが必要であるということがうたわれております。その後なのですが、初めて博物館法の話が出たのは、次の 21 期の 2011 年の提言でございます。これは御存じのように地方分権改革推進委員会第 3 次報告における博物館法の見直し勧告。これが出されまして、それに対する対応の提言が出されております。そこでは 2 番目に登録制度が、その博物館の質を維持するために、あるいは発展させるために必要だということを言っています。これを受けまして、実は 23 期、24 期で博物館法そのものに集中的に検討、審議して提言に結びつけたというものであります。

続きましては、昨年の 8 月に出しました提言の内容は 5 点であります。そこに書いておきました。1、2 点が今日の議題に関係します登録制度について、それを私どもは認証制度へ転換すべきだということを言っております。2 が第三者機関をどう設置するかという、そして、そこでは一級、二級の認証区分というものを立てるべきだということを申し上げております。(3)(4) は、今回は省略させていただきまして、次のスライドの内容に移りたいと思います。全く同じでございます。なぜ登録から認証制度への転換が必要かということなのですが、どう見ても今の登録制度は完全なる機能不全と言ってもいい。すなわち、賞味期限切れではないか。これが起こったのは、御存じのように先ほどの地方分権推進委員会の勧告、三位一体の改革によって公立博物館への補助金が完全に廃止されたということがあります。したがって、登録するメリットの激減であります。すなわち、私立の登録博物館の税制優遇措置しか残らなかった。

以下は私たちの論点なのですが、これも既に事務局から提示されました、~~その~~2007 年の検討協力者会議の第 5 回会議の配付資料にあります。それはやはりほとんどが都道府県における 1 年当たりの登録処理件数が 0.43 件であったということと、登録後の定期的な確認をやっているところがほとんどない。そして、しかも、一番問題は登録審査事務実施に当たっての審査のノウハウが維持できないと、48 都道府県のうちの 32 が答えている。そして、博物館の専門的知識がないと回答した都道府県が 23 あります。ということで、登録後の確認、再認審査ということも不可能である。こういうことを考えましても、登録という言葉それ自体があまり注目を浴びない。そこで認証制度でいけたらというのが私たちの提言内容でございます。

当然、諸外国の例を検討いたしました。その中でイギリスなどの認証、あるいは認定、英語では accreditation とありますからどちらでもいいのですが、制度を参照して認証の申請要件を最低限にする。ミニマム化する。もう一つは、既に議論に出ておりました博物館の

設置主体の制限を撤廃する。ここの撤廃は、意味は、今日の議論では相当施設までの話であります。私どもの立場としては、類似施設までその範囲に含めております。

次のスライドは、第三者機関の設置についてでございます。課題としては、提示されている資料にもありますが、いわゆる今登録している、その博物館に不利益が生じないということが第一でありまして、移行措置というのを考えるべきだと。それを考える上では、認証の申請の受け付けを従来の都道府県にするのかどうか、そして第三者機関はただそれを受けての認証審査、定期的な検証、評価の機関とするのかというような課題があるかと思えます。認証博物館を一級、二級と区分する基準の策定が必要だろう。この背景には、実は分科会として第 22 期には何も提言を出しておりませんが、その時期はちょうど 2011 年の東北地方太平洋沖地震、津波、そして原発事故、その災害によって被災した文化財、資料の迅速な洗浄修復、保存管理のレスキュー隊が組織されております。この辺は栗原さんが一番詳しく、私たちの分科会でも発表していただきました。

これを踏まえまして地域ブロックごとに分け、一級認証博物館がハブ、中心になって、二級認証博物館との間に展示・研究や情報交流など相互に支援する活動のネットワークを構築する。そして、それによって日本全体の博物館の活動の振興、機能強化、将来の発展を図るという考えでございます。新規認証申請、どれだけ誘致できるか。やはり先ほどから議論にありました認証申請のメリットは何にするかということでございます。私どもは、そこで 1 つ考えたのは、2002 年にフランスで制定されましたフランスの美術館の名称付与、Appellation «Musées de France» という制度を日本の博物館の名称付与というのに考えたらどうだろうと。そして、そうすることによって我が国及び地方の文化観光の振興に寄与することを奨励する。奨励するとともに認証付与を受けた館の専門職員で、既に学芸員資格を満たしていれば、国家資格の認証資格、学芸員となれるというようなことをやるべきだろうということでございます。

最後は申請者側の義務として、運営に関する資料、自己点検評価の改善措置の公開を要望する。実際には 2011 年の博物館ののぞましい基準、先ほど説明がありましたが、その 4 条に書き込まれていることなのですが、ほとんどの登録博物館がそれを実行していません。

以上でございます。

【浜田座長】 ありがとうございます。

続いて佐久間委員から説明をお願いいたします。10 分以内でお願いいたします。

【佐久間委員】 では、させていただきますが、あらかじめお配りしているんですけども、それを書き換えていたりしますので、画面共有でお話しさせていただきます。失礼します。先ほども博物館法改正の課題というのはいろいろ出ているかと思えますけれども、私が聞いている話でも、小規模館は人員配置がなかなか安定的にできない。過疎化とか地域力の低下であるとか、行政の財政力低下、市町村合併後の体制とか、市町村立の小規模博物館には維持困難な状況がやっぱりありますよね。今日も内田さんの話にもありましたけれども。一方で、私がいるのは大阪市立の自然史博物館ですけども、中規模館、大規模館のところでも確実に余力というものは低下しています。

一方で、役割の拡大と多様化というのは、いろいろと課題は増えておりますので、そんな中で採用の抑制とかが行政などでありますと学芸員が高齢化したり、非正規化が起きたりということがあります。当館の場合には独法化ということで一定その課題を乗り越えた部分はあるんですけども、やはりこの問題は中・大規模館に結構共通するところがあります。こういったことがあると成長、発展の余力がないとか、互助の余力がなくなってしまうと、先ほど小佐野さんがおっしゃったような東北のときに発揮したようなことというのが、いつでも今後できるよというのはなかなか言えないような状況になってしまう。だから、今後どうするかというところで何か体制を考えなければいけないと思います。

では、博物館が弱体化することによって何が起きるか。地域文化の頑健性、要するに高齢者が担っていた知恵みたいなものを博物館がかわりに次世代につないでいくみたいなところの機能が弱くなってしまふ。それから、災害に遭ったときのレジリエンスが低下してしまう。これをどうやって回避するかというのが私たちの今の課題なのだと思います。

これは令和元年の博物館総合調査の中からデータを引っ張ってきたんですけども、あの中では学芸員常勤とか非常勤だとか、事務兼任の学芸員とかというのも入れているんですけども、2,300の回答中、事務兼任の学芸員も含めた合計値でも、やっぱり500ぐらいは学芸員ゼロの館ってあるんですよ。学芸員常勤がゼロだというのが2,300で過半数になってしまう。1名とか、兼任事務職員まで含めても3名以下というのが数の上ではメジャーになってしまうんですよね。事務兼任も含めて学芸員ゼロは博物館たり得るのか。やはり単独では博物館たり得ないのではないのか。資料とか活動の質の保証ができないのではないのか。

でも、現実としては過半数で常勤ゼロですし、事務兼務非常勤を含めて4分1超えるのが現状だという形だと思います。回答してくれた館でこの現状なので、回答が返ってこなか

った館も含めての統計だともっとひどいのではないか。学芸員系の職員がゼロの博物館，3人以下の博物館が大半という形で書きましたが，要するに今，日本の博物館政策で全体として必要なのは，こうした小さな博物館でもしっかり維持できる支援体制を支援していくこと，それから，維持できなかつたときには救えるセーフティーネットが必要だということです。全部頑張れるとも思えないのでセーフティーネットも必要です。小さいところがたくさんあることというのは，だから，これはさつき芳賀先生もおっしゃいましたけれども，これは日本の文化にとって重要な点だと思います。これを何とか頑張れるような形にすることが，今，文化政策として必要なことではないかと私は考えています。

でも，現実には内田さんもおっしゃったように，小さな施設はいろいろ危機にあります。人の継承も難しい。建物も老朽化している。資料も危機にある。あるいは満杯である。財源も厳しくなっている。もう一つ動機を挙げると，なぜ博物館の活性が必要なのかということと言うと，今の災害対応も大きな課題なのですけれども，地域の中で文化を担うというところで，博物館が最後の砦になっているというところが結構たくさんあります。先程の頑健性の話です。それから，学校教育だけではなくて成人教育，高齢者参加というのがより重要になっています。生涯学習参加の場としての博物館というのは，1990年代以降，生涯学習振興施策以降，とても重要になっています。高齢者の社会参加というところまでいくと福祉（政策）との接近もしっかり考えなければいけない。そういったところの視点というのが文化振興基本法の中にも盛り込まれていると感じるところがあります。なので，そこら辺はどうにらんでいくかということですね。

地域文化が文化観光の基だからという話も，もちろん無視はできません。文化というのは，まちづくりまで関与はしていたんですけれども，町おこしとか町の維持とかというところとの文化（活動と）の関係ってなかなかまだできていないんですよ。博物館というのは人とのつながりを作る社会共通資本だと私は思っています。だけど，それが観光にまで適用できるのか。住民の社会共通資本という論議は，博物館の中でさんざんされてきているのですけれども，観光という形での一時的な滞在というところとの社会資本形成というのは，一体可能なのだろうかというのは，これはよく考えなければいけないところです。いずれにせよ，日本の文化多様性維持・発展というのが文化観光の基礎でもあるということで，博物館を国としててこ入れする施策というのは必要だというのは，十分理由は立つように私は思っています。

一方で，現在，地方分権が進んでいる中で博物館法で書いてある個々の博物館の在り方と

というのは、基本的にはもう全部都道府県、あるいは市町村の所管のものになってしまっています。国全体として博物館をどうしていきたいのだということに関与する根拠になる部分というのは、博物館法の中には現状ほとんどないんですよ。個々の博物館は、今日さんざん議論がありました文化財保護法、文化芸術基本法、あるいは我々（自然史博物館関係者）からすると自然環境行政（関連法規）であるとかということも非常に大きな役割を求められているところなのですけれども、そういったところと博物館が関連するんだから体制整備が必要なんだよ、と示す根拠づけにはなっていないんですね。こういった、今ここに書いたような（国施策レベルの）大きなことというのに対応するには、さっきも言いましたように個々の博物館がバラバラに行うのではなくて、ネットワークが必要です。一級、二級という話の中であったような地域のネットワーク、私もそれは必要だと思うのですけれども、近隣市町村の壁すらなかなか越えるのは現状法制の中では難しいところにあります。

博物館法の中には、広域の連携ということがあまり書いていないので、そうやって「手を取り合わなければ、隣の県ともやらなきゃいけないんだよ」という根拠がないということですね。こういった連携をしていくときに中核になれるポテンシャルの高い国立系博物館、地独博物館、大学博物館が、博物館法規定外だということも痛いところですね。こういったことをはじめとしたネットワークによる解決の方向性としては、先ほどメールで皆さんに送ったレポートに細かいことは書いてあります。

小さな博物館を、地域の文化財保全に貢献でき、地域住民の教育に貢献し、参加をできるような公益性を持った博物館に支援して認証していく。この動きがすごく大事だと思います。認証した博物館をネットワークへ頑張って組み込んでいくということと、認証されていない博物館が認証に向けて努力できるようサポートを図るということの両方が大事なのかなと思います。

拠点の博物館というのは、これらに加えてより広い見地から資料保全や文化財の価値探求、いわゆる研究も含めて進めていく立場にあると考えます。より広い参加開発、包摂的な博物館づくりといった面でも拠点として機能しなければいけない。しかしそのサポートを行政界をどうやって越えて届けるかという点に課題があります。制度とともに実行力を持った拠点形成をしていくためにはプロジェクトを公募して、「適正な計画と実行体制を持って立候補した組織」に集中して支援をしていくということだと思います。もちろん、そういったことも簡単にできる話ではない。

小さな博物館の話の戻すと、本当に公益性を持つという博物館はどこからかというライ

ンをどう定め、どうやって認証するのか。日本博物館協会の調査研究の中でもミニマムラインみたいなものを考えてはいるのですけれども、これをちゃんとオーソライズしていかないといけない。そのうえでどうメリットを付与するか。税優遇の話だけではなかなか難しいのだけれども、将来のことはやっぱり寄附というのはもっと掘り起こしていかなくちゃいけない。そういったところも含めてどうメリットを作っていくかというのが大きな関心です。

拠点に関して言うと、県立だからみんな拠点というのはなかなか難しい議論だと思います。県単位でネットワークを組んでしまうと、動物園とかというのは県の中に1つしかない。あるいは自然史博物館は1つあるかないか、という状況にありますので、なかなかネットワークとして機能しづらいところがありますので、ある意味、行政界を超えてしまったほうがネットワークとしては拠点化する。ネットワークを作らないと政策貢献できないからというのだったら、法としてネットワーク形成を位置づけて整備する意味があるよねというようなことは思っています。もし大きなメリットを付与するのだったら、本当に評価みたいなことを、再認証みたいなことも含めて考えなければいけないのだろうなと思います。

非常に早足でお話をしましたが、「小規模館の公益性を積極的に明示し、支援する認証を」というのは皆さん御議論のとおりです。小規模館をネットワークでサポートできる体制を作れるようにしたい。政策推進をもし本当に博物館というものに期待してやっていくのだったら、社会の基盤システムにしなければいけないでしょう。だから、博物館を1つのシステムとしてちゃんと機能發揮できる方向にしていきたいし、その中に国立とか大学博というのはきちんと組み込んで、その特性を生かしていく必要があるのではないかなという、そういうふうに思っております。長くなりましたが、こんなところで。

【浜田座長】 ありがとうございました。

ただいまのお二方の御報告で、現在の登録制度の問題点、それから、新しい認証制度への見通しなど、その辺がかなり明確になったのかなと思います。それでは、これからこの両名の発表を踏まえまして意見交換を行いたいと思います。今の御報告の中で登録とか、認証とか、認定とかという用語も出てきているのですが、それはさておきまして、その中身をどうするかというところに集約して御意見、または当初、御質問でも結構です。もし御意見、御質問のある委員がいらっしゃいましたら、挙手をしていただければと思います。よろしくお願いします。あるいは御報告者からもし補足の説明が必要でしたら、それも併せてお願いできたらと思います。どなたか御意見、御質問は、いかがでしょうか。

では、佐々木委員、お願いします。

【佐々木座長代理】 質問というか、論点として、都道府県教育委員会が指定する、認定する登録を受け持つ、あと指定都市ですか、その指定と、あと第三者機関の登録審査の関係性をどう整理したらいいのかというのはかなり大きな問題だと思うのですが、これも行政の仕組みの話なので、今の法体系の立てつけとして現実的な方向性というのを事務局なり、また、都道府県の教育委員会で登録事務に携わられている原委員などに伺いたいと思っています。素人考えではなかなか進まないのかなと。

【浜田座長】 今、佐々木委員から御指名ですので、実際、登録事務等の御経験のある原委員からお願いしたいと思います。

【原委員】 東京都の場合ですと、結構、毎年2件から3件ぐらい相談業務を受け続けているというのがここ30年ぐらいの状況です。その中でやはり博物館とはどうして地域と根差していったらいいか、連携活動の御相談、それから、増改築、あるいは博物館資料の修繕の御相談とか、結構、実は博物館行政に関わって多岐にわたって御相談を受けているというのが東京都の現状です。いろいろな悩みを博物館の中でお抱えになっているのだなということは、その中でもすごく理解できて、というのもやはり先ほどから御説明があったように、博物館の人材が、その博物館ごとに非常に小さい、小粒だということに由来するのでしょうか、1つの仕事をやっている、ここまでいわゆる博物館法に基づく博物館としてのバランスの取れた機能を果たせていないということがどうもストレスに思われている学芸員が数多くいるのではないかと思います。

いわゆる教育普及、あるいは展示、あるいは博物館だよりなどというものを作っているときには非常に楽しくやっているのだけれども、いざ自分自身がこの博物館の将来のために、あるいはあと何年しかこの博物館にいないのだけれどもといったときに、どうやって継続、この事務役、あるいは博物館資料の取扱い、そして展示とか、子供たちに話しかける技術などをどうやって引き継ごう、どうやってしたらいいのだろうかなんていうことを考えると、もう次の人を雇ってもらえないので、自分がやめない限り雇ってもらえないので、なかなか引き継げないのだみたいなことも話として持ち込まれることもあります。

そういった意味で博物館の行政がしてきた役割というのは非常にわずかなのですけれども、ある意味、やはり博物館のほうに入り込んで、実際に博物館登録をするに当たって、あるいは登録を維持するに当たって、博物館法に書かれている2年という、その要件の間に改善をしてくださいという法令に基づく行政指導というものが発せられるのが、行政機関が持っている1つのメリットなのではないかなと思っています。要は、第三者機関にどれだけ

の命令権限、勧告権限を持たせられるのかというのは非常に大きな問題になってくるだろうなということを予想しています。

やはり私は単にここの教育委員会というデスクに座っているだけなんですけれども、私自身が博物館の指導をする権威だとか、そういうことではなくて、私の代わりに、あるいは博物館担当を担っている登録審査担当になっている学芸員が、学芸員の今までの資力を尽くして一生懸命、博物館をよくしようと行政指導する。ただし、法律の専門の方も多いかと思いますが、行政指導というのは、拘束力は本当はないんですね。ですが、その指導の中で御理解いただかないと登録を維持できませんよということをおある意味少しづつ御理解をいただきながら、何とか従っていただいて、その博物館の体制、設備、防犯、防災対策に関しても指導しているというのが行政の、本当は求められているありようなのだろうなと思っていて、私ども東京都としては一生懸命それに対して真正面に皆様からの相談に対して真摯に受け止めて、どうあるべきなのかということをお内部で議論した結果、それを指導という形でお返ししているという状況があります。

【浜田座長】 ありがとうございました。

半田委員，どうぞ。

【半田委員】 原さんの御説明，すごくよく分かって，そのとおりでなと思うところも多いのですが，ただ，全国から言うと，東京都は特別だというのが現実だと思うんですね。小佐野さんのレポートにもあったように，年間の平均登録対応数が0.43という数字は今もそんなに変わっていないだろうと思うんですね。

その一方で私は，博物館の基本機能と，そこに蓄積されている文化資源というのは，地域とすごい密接に関わっているものなので，それを博物館の認証制度を設計するための手続を，地域の行政から引きずり離してしまうというのはあまり得策ではないように思っていて，自体が教育基本法，社会教育法，その特別法としての博物館法という立てつけを守るといふ観点から見ても，やっぱり教育委員会が地域にある博物館の相談窓口でもいいと思うのですが，そこが一定の役割を担い，認証施設のリストを管理しながら，それぞれの施設がちゃんと仕事ができているのかどうかということに目配りできる立場であることは担保していく必要があるだろうと思います。

しかしながら，一方で新しい認証制度のような仕組みを考えていくときに，年で0.43の業務率というのは，結局，2年だと何の担当もせずにその仕事を終えて出ていってしまう担当がほとんどだという話になるわけですよ。だから，日博協の業務としても，県の教育委員

会ですら何か登録博物館になりたいという博物館が来たのだけれども、登録ってどうすればいいんですかということを知っているとというのが現実なので、教育委員会と第三者機関の役割をきちっと切り分けていく。どう切り分けるのかというのは、これからの議論だろうと思うのですが、やはり教育委員会が首長さん部局にある博物館も含めて、地域の博物館全体を把握できる何らかの立場と役割は担保していくというのがあるべき姿だと私は思っていることです。

【浜田座長】 ありがとうございます。

現場の具体的な御意見が出てきたかと思いますが、そのほかに御意見のある方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。では、栗原さん、お願いします。

【栗原オブザーバー】 一言だけ。今の原さんの御説明で誤解してはいけないのは、あくまで都道府県なり指定都市が行うのは行政指導であって、現状で言えば今言うところの外形的基準に基づいてということが中心になってくるのでしょうけれども、今、学会が言っているような第三者機関が必要としているのは専門的な指導であって、むしろ、中身の水準を上げるためにはどうするかということ考えた場合に、やっぱり専門家の視点が必要だと思います。東京都はそれなりに学芸員が配置されているからいいのですが、原さんが言ったように地方へ行ってしまつとなかなか、そういう専門家すら教育委員会にいないという現状にあるので、そういうときに日博協が全部やるのは無理かもしれませんが、ベテランの、アメリカ的に言えばインスペクターみたいな方がいて、いろいろ学術的な、専門的な指導をする。そういう存在を作ることがやっぱり大切なのであって、そういうことを登録なり認証制度で担保することにすれば、その制度が生きてくるのではないかと思います。行政面での指導と専門的な指導は分けて考える必要があるのではないかと思います。

【浜田座長】 補足の御意見、ありがとうございます。そのほかに御意見、いかがでしょうか。

【原委員】 すみません、原です。

【浜田座長】 はい。では、原委員、どうぞ。

【原委員】 博物館法の行政担当者と、それから、学芸員とセットで仕事をしているということから、実は東京都は苦しいかもしれないんですけども、かなり専門的な指導も行っています。博物館資料があること、そしてそれが、その博物館の目的に書かれているものに見合った事業を展開できる状況にあることであるというふうに読み込んでいますので、まさに資料が、その資料として活用できるように整理されているのかとか、防犯体制

もきちんとできているのか。

ともすれば、エアコンの目の前に博物館の資料が置いてあって、風がずっと当たっているみたいな収蔵庫もあるのですけれども、そこはレイアウトから指導して動かしてしまっています。それが現状です。申し訳ないけれども、この資料はここに置いてはいかんでしようというところまでいって、博物館の資料、収蔵庫レイアウトまで変えさせて初めて、これで博物館の資料は安全に保てて、教育活動にも使用できるよねという形で、これとこれは分離して収蔵庫の環境も変えなさいというところまで指導してしまっているのが現状。

【浜田座長】 では、佐久間委員、どうぞ。

【佐久間委員】 いや、原さんの活動とか東京都の活動には本当に頭が下がる状況なのですけれども、でも、現実に全国的に見た場合に、そこまでできている機関というのは東京都ぐらいかなと思ってしまうのもまた本音なんですよ。今、都道府県、あるいは政令指定都市でも指定管理者制度が、あるいはうちみたいに独法化みたいな形もありますけれども、振興した結果、本庁の教育委員会であっても関係者が博物館現場に異動してくることってほとんどなくなっているんですよ。ということは、博物館への理解、活動の実態への理解というのがどんどん低下しているというのが残念ながら現状で、ポスト原みたいな人の人材を大阪でどう養成しようかというのは、物すごい頭の痛い問題なんですよ。

なので、そういったところからも含めて、今、原さんがおっしゃってくれたような博物館の個別のところきちんと指導できるような専門グループというのが何か必要だ。これはもう間違いない。地域行政とのつながりというのもやっぱり、地域の教育ニーズとか、どう応えていかなきゃいけないかということも評価の一端ですから、地域行政とのタイアップ、リンクをちゃんと作っておかなければいけない。これも間違いないことなのだと思うんですけれども、でも、地域行政に全てを今任せたらうまくいくよなという現状でもないというのが現場の意識でもありますね。なので、そのいいとこ取りをうまいこと、この法体系の中でしていけないといけないのかなとは思っています。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。

確かに都道府県によって地域差はすごくあるのかなと思います。重要な御指摘だと思います。そのほかに御意見はあるでしょうか。では、塩瀬委員、お願いします。

【塩瀬委員】 ありがとうございます。これは意見というか、質問に近いのですけれども、例えば一級、二級にせよ、名前とかは拠点とそうでないとかでもいいんですけれども、何館

ずつぐらいになる想定で御提案になっているのかなと思って、底上げだといったときに、多分、それが厳しいと減るわけですね。そのまま比率で。だから、現状、多分、何館ぐらい、都道府県に1個ずつのものが拠点、例えばがん拠点病院とかであれば、多分各地域の中で1個だったり、3つだったりとかというふうに人口に比例してだと思えるのですが、今回、定めようとしているものが、その拠点という、広域の中での拠点という捉え方なのか。

一級も例えば各都道府県に10から100ずつあってとかというぐらいのニュアンスで決めるのかによって、多分、さっきの文言とかレギュレーションによって大分変わりますよね。だから、そのシミュレーションと違ってどうなっているようなニュアンスで、多分、今まで調査されている中で、頃合いを図らんとすごい減るかもしれないですね。結構、企業とかでも、大企業になるのか中小企業になるのかって、資本金を落としてわざと中小企業になったりするというのは、多分、拠点化を避けるということもありますよね。

だから、その負担の部分考えたときに、今回、定めようとしている一、二なのか、拠点、そうでないのかという辺りは、何館ぐらいになる想定で落とすところを持っていくのかなというのが、全然素人で分からなくて申し訳ないのですが、皆さんがこれまで議論されている中で、ここまで入れてしまうとごっそり減るなどか、半分になるなどか、その辺の駆け引きがどこかないと、先ほどもお話しされていたみたいに理想の部分と現実の部分があって、これぐらいの数は拠点館として動いてもらわないと日本全体として困るというものもあるだろうし、それを拠点館と言われると困るというものもあると思うので、だから、その辺は先生方の加減として何館ぐらいだと思われてお話しされているのかなと思って、そこら辺、もう少し出し入れをできるといいのかなと。シミュレーションの部分が分からなかったもので、何かその辺もまた教えていただけたらと思います。ありがとうございます。

【浜田座長】 では、この点につきましては、小佐野先生からいかがでしょうか。

【小佐野オブザーバー】 ありがとうございます。そんなシミュレーションまでは、まず基準づくりというところで、細かいところを出しておりませんから、日本学術会議でも、分科会としては検討しておりません。ただ、大きく考えたのは、東北とか何県かのブロック、地方という日本の。その中にハブとなる館が幾つかあって、そしてその下に我々の言う二級博物館というのがあって、一緒に交流をして活動していく。あるいは相互支援するというイメージであります。

特に2011年の、栗原さんがいらっしゃるから申し上げますが、レスキュー隊の問題というのは、今後、日本の不測の事態の災害というのを考えたときに、先ほどデジタルの話が出

ましたが、デジタル化して、あるいはコレクションがどうなるか分かりませんから、画像に全てしたものを汎用性のあるものにして、どこかのその拠点になる、ハブになるところに全部集めるという作業をしないことには、将来的には文化財を守れないということも起こるのではないか。そういうように考えております。

ですから、数の上では幾つとは今のところ言えません。特に重要なのは1点、そのハブの中心には、とりわけ文化財の保存修復、これのプロパーの専門的な人が配置されているようなことが必要であろうと、このようには考えております。以上です。

【浜田座長】 塩瀬委員，どうぞ。

【塩瀬委員】 今に関してなのですけれども、そうなりますと、ここで言う例えば拠点というのは、例えば災害時の資料保存という観点から見たときの拠点性とかというふうにもなりそうな気がするので、教育普及としての拠点性なのか、資料保存の観点の中での拠点性なのか、拠点性に持たせたい博物館としての意義みたいなものも何かありそうな気がして、総合的に何でもできるスーパーマン博物館ばかりというわけには、多分、ならなさそうな気もしたので、拠点性に持たせたい、さっきの博物館的機能みたいなものがあって、多分、それを満たすという感じになるのかなと思ったので、先ほどおっしゃられたみたいな、そういう2011を想定するのであれば、多分、そういう災害時レスキューみたいなものが含まれるだろうし、そういう拠点の中身みたいなものも、もしかしたらあるのかもしれないので、そういうのも議論できたらと思います。ありがとうございます。

【浜田座長】 時間も大分迫りましたけれども、では、どうしても御発言がある方、最後、1人、どなたかどうぞ。

【佐久間委員】 今の答えだけ、私のほうにも聞かれたのかなと思ったので。私のほうは、拠点を幾つと考えているのではなくて、それこそ今、塩瀬さんがおっしゃったような多様なスタイルで、うちはこういう拠点になりたいのだというプロポーザルを出してもらって、それで今年は予算枠が10件しかないから、とりあえず今後10年に関してこの10件をやりましょう。それが中間評価でうまく伸びるのだったら、じゃあ、次の枠、20件やりましょうかみたいな、大学のGCOEとか、あの辺で取られたスタイルを採用してもいいのではないかなど。何か枠をつけて決めても、やる気がないところを拠点にしてもなかなかしんどい話にしかならんで、プロポーザル方式のほうがいいのではないかなというイメージは持っていましたということです。

【浜田座長】 論議が尽きないところですが、そろそろ終了時間が近づいてまいりました。

これだけは言っておきたいという方はいらっしゃるでしょうか。では、半田委員、最後、お願いします。

【半田委員】 私、逆に今の塩瀬さんの御質問に対して、拠点館が幾つかという制度設計ではなくて、支える博物館が幾つ必要なのかというところの発想が必要だと思っていて、今、文部科学省の社会教育調査が5,700、日博協が登録しているデータベースが約4,000ちょっとぐらいです。ということはやっぱり、学術会議がおっしゃる二種として支えるべき博物館の数というのは、制度設計としては、4,000ぐらいはあるぞという前提で制度設計していく必要があるのではないかというのが1点と、佐久間さんもおっしゃったけれども、郷土、歴史系が非常に数が多いんですよ。その反面で、動物園、水族館みたいに数が少ない。自然系もある、美術館もあるという館種ごとの支えるべき数と拠点として必要な数というのをシミュレーションしていくというのが、あるべき検討の姿かなと思います。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。

本日は時間ももう迫りましたので、論議は以上にしたと思います。

【佐久間委員】 1個だけ要望、よろしいでしょうか。

【浜田座長】 はい。どうぞ。

【佐久間委員】 事務局にお願いなのですが、今日、説明資料につけていただいた過去の報告書みたいなものをどこかの資料で閲覧可能な状態にぜひしていただきたいと思います。過去の資料が文科省にあったのが文化庁に移る過程でリンクが切れているものがあるかなるので、お願いいたします。

【浜田座長】 では、事務局、よろしく申し上げます。

【稲畑補佐】 はい。承知いたしました。

【浜田座長】 では、この議題につきましては、次のワーキングの中でも引き続き論議したいと思っております。事務局では、今日の論議を踏まえまして制度試案を示していただくようお願いしたいと思います。それから、委員の皆様については、次回のワーキンググループまでに、今日の論議をもう一度振り返っていただきまして、今日、多分、御意見を出し切れなかった方も、いらっしゃると思いますので、ペーパーか何かの形にいただき事務局にお送りいただいて、次回、それをたたき台にしていきたいと思いますので、どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

では、最後に事務局から今後の予定について説明をお願いいたします。

【稲畑補佐】 資料 8, 43 ページを御覧いただけますでしょうか。今後のスケジュールについて、事務局からの案を示したのが最後の資料 8 でございます。今日、第 1 回、議論を終えていただきましたけれども、先ほど座長からもお話しいただいたとおり、今日の議論を、今日を踏まえて事務局から制度試案を示させていただいて、もう一度、次回に議論させていただきたいと考えてございます。こういうような 2 回ワンセットを何度か繰り返しながら、論点を 1 つずつ、方向性を決めていきたいなと考えてございます。

次回、第 2 回は 2 月 24 の午前中でございます。このような登録制度の枠組、大枠の話と、今日も既に議論が始まりましたけれども、審査主体をどうするのか、第三者機関をどうするのかという話まで次回踏み込みたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。3 月 24 に博物館部会、親会のほうに既にスケジュールリングされておりますので、ここで中間報告を一度行った上で、引き続き 4 月、5 月についても集中して議論をさせていただきたいと考えてございます。かなりタイトなスケジュールで、かつ集中で、皆さん御負担いただいて申し訳ないのですけれども、今後ともよろしく願いいたします。

【浜田座長】 ただいまの今後の進め方について、御意見、御質問のある方は、いらっしゃるでしょうか。よろしいでしょうか。次回のワーキンググループまであと 2 週間あります。今日の積み残しについては、各自宿題という形でお考えいただいて、何か案をお出しただけるとありがたいかなと思います。

もしほかに各委員から何もないようでしたら、これで第 1 回のワーキンググループを閉会したいと思います。よろしいでしょうか。それでは、今日は、どうもありがとうございました。

— 了 —